

室町期西播磨の交通と政治拠点

大村 拓生

はじめに

室町期西播磨の地域社会を考える上で、東寺領矢野荘において代官が散用状に記した守護役などの賦課もしくは免除交渉に関わる支出などをまとめた「国下用」の重要性は今更言うまでもない^①。筆者はこれまでそれを利用して、播磨守護赤松氏とその周辺の動向と拠点とされた赤松地区および禅宗寺院のあり方について検討してきた^②。

本特集テーマ「播磨の道」についても、同じく豊富な情報を提供してくれている。すでに榎原雅治氏^③がそれを利用して山陽道の宿の概要と、二木宿の有徳人である小河氏の動向について検討しており、下東由美氏^④も守護役と流通について、山陽道だけではなく美作道、揖保川・千種川といった河川交通もあわせて考察している。

一方の政治拠点については、二〇〇四年に実施された守護所シンポジウム@岐阜における山上雅弘・伊藤俊一・野田泰三各氏の論考^⑤を受けて、小林基伸氏が室町期から戦国期にかけての推移を体系的に整理している^⑥。それによると室町期には最高意思決定を行う在京守護のもとで、領域支配者としての側面に対応する坂本、軍事統率者としての側面に対応する城山、家集団の長としての側面に対応する赤松があり、それに加えて西播磨守護代所としての広瀬・石見、場所は不明ながら東播磨守護代所があったとする。また戦国期については、赤松惣領家については室町期の四つの機能が置塩に集約される一方で、地域権力の拠点として小寺氏の御着、下野守家の塩屋（龍野に移転）、西播磨における別所氏の三木、明石氏の明石が取り上げられている。

その点で全く屋上屋を架すことになるが、「国

下用」に登場する西播磨の地名（寺社を除く）を網羅的に検出して室町期の当該地域の交通の全体像を整理するとともに、政治拠点との関係についても展望してみたい。

一、西播磨の陸上交通

(1) 山陽道

①国府 播磨国府は近世姫路城下町周辺に立地。矢野荘史料では康安元年（一三六一）の「去年御年貢未進事、於_二学衆御方_一者、且以_二国_一 商人藤五郎、令_二運送_一候畢、供僧御方以同前」「先年紛失用途事、於_二祐尊分_一者、先_二壹貫文_一、先日国符商人上洛之時、令_二運送_一候」（二五五）のみで、「国下用」では「コウノ惣社ニテ勸進」（六八二）など総社がらみでしか登場しない。これは散用状に守護への負担が記されるようになる観応元年（一三五〇）分（一八〇）段階で、矢野荘に対する国府の影響力が薄れていたことを示唆している⁷⁾。その一方で引用史料から京と往来する商人の拠点となり、年貢輸送にも従事していたことがわかる。

また時期は降るが、文明一二年（一四八〇）に美作に下向した亀泉集証は、守護赤松政則に府中で謁見し、しばらく東光寺に滞在している⁸⁾。さらに延徳二年（一四八九）に法隆寺から鶴荘西政所として下向した快訓は、西宮から西国街道を通り、兵庫・大蔵谷・加古川に次いで「国符」に宿泊している⁹⁾。他では数百文が計上される「宿賃無_レ之」とされ、上衆三人で二五文・下分が二〇文の旅籠銭のみで、五〇文ないし一〇〇文が計上される庭敷銭も記されておらず、相対的に小規模だった可能性もあるが宿機能を有していた。また別に「路次公事物」として一貫文が「国府ノ公事宿ノ祐阿三取_レ譴_レ之」が計上されている。詳細は不明だが、年貢輸送に関わる関銭に類するものと思われ、国府商人以来の機能が継続していたと考えられる。

②今宿 姫路市北今宿・南今宿・東今宿・西今宿として地名が残る¹⁰⁾。美作道はその西側で分岐し、後述する室町期の領域支配拠点である坂本へも、今宿から北上していたものと思われる。

「国下用」では応安二年（一三六九）分として「今宿并中嶋野伏」（三三四―二）がみえる。中嶋は

姫路市西中島、飾磨区中島、たつの市御津町中島に地名が残るがいずれも距離があり、城山城の整備とあわせて計上されていることから、揖保川の中州の可能性もある。それはさておき先の法隆寺快訓の記した「路次公事物」の一つとして、一〇〇文が「今宿ハリマ新公事近年取^レ之」が計上されており、やはり関銭らしきものが徴収されるようになっていたらしい。また今宿を拠点とする檜皮大工の活動が榎原氏⁽¹¹⁾によって紹介されている。

③ 鶴 たつの市誉田町福田（近世は宿村）。「国下用」では貞治元年（一三六二）分として「守護鶴宿へ送夫一日役」（二六二）がみえる。建武三年（一二三三）三月一六日には、新田義貞が赤松円心を攻めて「鶴宿御合戦」があるなど、⁽¹²⁾早くから山陽道の宿として認識されていたことが知られる。

「国下用」の応永元年（一三九四）八月二二日に「相国寺材木（広瀬之奥、三方ト謂所也）人夫大勢被^レ懸、騎馬使四人名字甲山・石見・高田・円山・肥塚、二次宿行向之時、酒直分」（五七〇、カッコ内は割注）とあるうち、騎馬使四人（記されているのは五人）の一人円山氏は、戦国期には鶴

宿の有徳人として評価されているが、⁽¹³⁾室町期から同様の活動を行っていたものと思われる。

④ 弘山 たつの市誉田町広山。「国下用」から文和三年（一三五四）に「鎌倉殿弘山御在所」が設けられたことが知られ（二〇七）、安積盛兼は「弘山御陣」に参じて警固を務めている。⁽¹⁴⁾足利直冬をかつぐ山名氏討伐のため足利義詮が下向し、その本陣が弘山に置かれたのである。これは「弘山御所」として赤松氏によって継続的に維持されたよう⁽¹⁵⁾で、「国下用」では、延文三年分（一三五九）（二三七）・貞治二年分（二七二）・応永一三年分（六四三）・六四四）に整備記録がみえる。

嘉吉の乱における赤松満祐が籠もる城山城攻めでも、「弘山着陣」とあるように軍勢は弘山で着到が行われており、⁽¹⁶⁾山陽道と揖保川との結節点として軍事的要衝だったことがわかる。山名氏支配下の享徳三年（一四五四）にも、「弘山城在陣之時、常陸方へ炭拾荷之代」「富田方当郡代一定時、弘山にて初礼」（二〇一五）と播磨で挙兵した赤松則尚（常陸）が弘山城に入るとともに、赤穂郡代となった富田氏との儀礼も弘山で行われている。

ここから山名氏段階でも何らかの軍事施設、恐らく揖保川・林田川の乱流域に設けられた平地城館が維持され続けたものと思われる。

その一方で商業機能も存在しており、康暦二年（一二三八〇）段階で矢野荘では「弘山和市」が参照されている（引付集四一）。榎原氏は「守護辺之納所和市」ともいわれていることから、「兵糧米、段銭」といった守護から課された米銭」が納められた蔵があり、流通の拠点に発展したとする。前述の鶴荘政所快訓の記録には「市数八宿弘山、月二六度、鶴ノ宿、市八一日・十一日・廿一日、弘山八六日・十六日・廿六日」と、鶴宿とあわせて六斎市が開催されていたことがわかり、「弘山倉」独自の升が存在したことも榎原氏が指摘している。

また戦国期の壬生家領小犬丸保の代官を務めた内海綱範書状に、「小犬丸保御公用之事、旧冬弘山以商人京進申候処」とあり、年貢銭が弘山に拠点を置く商人によって輸送されたこともわかり、その発展ぶりがうかがえる。稲葉継陽氏は近世龍野で醤油醸造業を営んだ円尾氏を弘山宿の有徳人として評価しているが、戦国期に龍野赤松氏のも

とで奉行人となった内海氏もその可能性がある。

⑤桑原 「国下用」応永一四年分に「石見ヨリ桑原新入夫十人催促使一宿分」（六五三一一）がみえ、それ以前に「備前入夫」が石見守護代から度々催促されている。和名抄郷桑原郷を前身とする桑原荘が山陽道を含む、揖西町西部に比定されており、可能性としてあげておく。

⑥二木 相生市矢野町二木（中世史料では二次とも表記）。矢野荘内にあり榎原氏がもつとも詳細に分析している宿である。それに依ると、鶴で取り上げた事例から守護使の利用、山陽道の旅行者による利用、道場といった宗教施設の存在、宿の長者である小河氏の存在が指摘される。さらに小河氏の高利貸し活動、下代官への競望、人夫手配師としての性格が明らかにされ、守護の支配を支えるとともに、先述の円山氏とともに荘園制的な秩序を破壊していく存在と評価されている。

⑦高田 上郡町宿。「国下用」では、康安元年（一二三六一）分として「野臥廿人、於当国高田庄、兵糧半分定」（二六〇）、応永二五年分として、「石見殿高田郷ヨリ鷹狩ヲセラレ候て、政所エヲ

シカケテ御入候間、不_レ及_レ力、一献フルマイ候了、酒此外入多人候へ共、立申サス候」(七〇九)がみえるのみで、とりたてて宿機能を事例は確認できない。ただ鎌倉末期に赤松円心は苔縄城で拳兵して、最初に「高田兵庫助が城」を攻め落として山陽道を攻め上つており、千種川の渡河点にも近接する要衝だったと思われる。鶴で取り上げた守護使の一人の高田氏もここを基盤とした宿の領主の可能性がある。

もつとも文明五年(一四七三)などに「下野方年貢のさいそく高田へ度々豊清出候路銭等」⁽¹⁸⁾など九条家領田原荘の散用状にみえる、赤松下野守政秀の在所である高田をここに比定するのには疑問がある。下野守は官途から室町期の石見守護代の後裔と考えられているが、石見は通説の御津町岩見ではなく、太子町岩見構に比定することが妥当で、⁽¹⁹⁾その後も塩屋・龍野と一貫して揖保川流域に拠点⁽²⁰⁾を置いている。また散用状よりやや時期が降る文明一二年の禅詩文では「播磨州揖東郡居住奉三宝弟子野州前司政秀公」と表記されている。⁽²¹⁾そこから判断して姫路市網干区高田のほうがふさわ

しく、軍事的にも山名氏侵攻以前に赤穂郡に拠点を構える必然性は考えられない。

⑧与井 上郡町與井、高田に隣接する千種川東岸。「国下用」では応永三四年分として、「飽間方城へ入候時、野伏三十人被_レ懸候間、与井河原へ罷出候て、一献振舞候」(七六八)が見える。この年に室町殿足利義持が赤松義則死去に伴う満祐の家督継承を認めなかったため、満祐が播磨に下国して白旗城への籠城を図った際のもので、徴発した野伏を河原に集めたものだろう。

⑨山里 上郡町山野里。前項と同じ「国下用」に、「白 城ヨリ山 倉兵糧米持人夫被懸時、使食、半分定、上下八人」「山里倉兵糧米白幡へ持人夫被_レ懸候間、同夫食料」といった記述がみえる。山里には守護方の倉があつて適宜に備蓄・売却され、緊急時には白旗城に運び込まれる手はずになつていたことは拙稿Bで論じた。⁽²²⁾発掘調査でも船着き場跡・輸入陶磁器・大量の備前焼などが出土し、西播磨における物流拠点として評価されており、⁽²³⁾戦国期に鑄物師の拠点にもなつていた。

前述の赤松円心拳兵時にも「山里・梨原の間」

に陣が取られ、備後国の武士城頼連は「山里宿」で護良親王の令旨を受け取って、苔縄城に参じており、鎌倉後期から宿として認識されていた。享祿四年の赤松則尚蜂起でも「下野方山ノ里入国礼」が計上されており（一〇一五）、応仁期に播磨を回復した赤松政秀と思われる人物が山里に入部していることがわかる。

⑩梨原 上郡町梨ヶ原。備前国境の軍事的要衝であるとともに、応安二年（一三六九）一月一日には矢野莊年貢の学衆方分一六貫文が一六日に到来するが、残りの二〇貫文は「梨原商人替上之」とされる（引付集三〇）。ここから梨原を拠点とした為替を扱うことができる商人が活動していたことが知られる。

また高野山は「当山参詣之輩、或任往古之由緒、或随当寺之所縁、可有寄宿之处、於国々宿々、廻秘計引旅人之条、背寺家之掟者也、殊備前国三石関所、自九州・中国参詣人、語関守、以賄賂令誘引之輩有之歟、令露頭者可処重科、就中旅人依一旦之語、忘多年之由緒、未聞不見之在所令寄宿之条、

背先規問、於自今以後者、堅可停止事」という条文を含む禁制を応永二一年に千手院口に掲げた。

参詣者に対して、由緒・所縁のあるところに寄宿すべきなのに、各地の宿々が旅人を引き入れるのは寺家の掟に背くものだとする。そこで具体例として挙げられているのが、梨原を超えた三石関所で、九州・四国からの参詣人が関守の語らいで誘引されているが、露頭したら重科に処すというのである。高野山参詣者専用の宿泊施設が各地に存在したとは思えず理解に苦しむところだが、三石の位置づけとしては興味深い。すなわち当時は同じ赤松氏領国にも関わらず、播磨・備前国境が中国地方との境界という意味を有していたことを示唆しているのである。²⁶ 梨原に為替を扱うことができる商人がいるのも、このような境界的性格を背景としているのではないか。

（2）美作道

⑪坂本 姫路市書写、美作道から分岐した横大道の書写山麓に立地。²⁷ 「国下用」では、文和三年

(一三五四) 分に「坂本ヨリ栗栖庄へ兵糧米持夫五人糧米」(二〇七)、貞治二年(一三六三)分に「坂本より城山米持人夫食」(二七七)が計上される。栗栖・城山とも美作道沿いで坂本から兵糧米が搬送されたことがわかる。この段階で物資の集散機能を有していたことになるが、政治的条件については不明である。

それに対して、応永元年(一三九四)分にみえる「為拾分一、坂本 之時、中一日逗留雜事分」「重坂本田所以下本帳目六以下持参候時、雜事分、中一日逗留也」「坂本料足等渡候時、逗留雜事」(五七〇)は代官が坂本へ出かけた際の経費で、政治主体として坂本が機能していることを示している。応永四年分からは「坂本ヨリ京上夫」も賦課されるようになり(五八六)、一国支配の拠点であるとともに、賦課主体ともなった。

⑫ 箸崎 たつの市新宮町箸崎。鎌倉幕府によって隠岐に流罪となった後醍醐は六波羅探題滅亡の報を受けて帰京の途につき、元弘三年(一三三三)五月二六日に千本宿(栗栖荘内)で書写山の衆徒らに迎えられ、翌二七日に箸崎宿で休息をとり、

西坂より書写山に登っている。⁽²⁸⁾

箸崎は鎌倉時代中期に西播磨で栄えた浄土宗播磨義の称名念仏の伝統を伝え、一四世紀には時宗国阿派・靈山派の開祖国阿を輩出している。また嘉吉の乱から戦国期にかけて軍勢の駐屯所となつた西(最)福寺という寺院の存在も知られる。⁽²⁹⁾

⑬ 越部 新宮町。城山城の直下にあたり、「国下用」では貞治元年(一二六二)分から三年にわたつて「守護屋」の「白土持」の人夫が動員されている(二六三・二七二・二七六・二七七)。城山城の整備は文和元年(一三五二)から確認できるが(一九五・一九六)、越部の整備はそれより遅れているようにみえることは拙稿Cで触れた。貞治元年の前半には京から避難してきた足利春王丸(後の義満)が城山周辺に滞在していた可能性が高く、白壁屋敷の整備はそれが契機になっているのではないか。この年には「城山倉作」「城山本堂修造料」もみえ、城山城についても荘厳化が図られている。「守護殿越部屋形」は応安三年(一三七〇)分にもみえるが(三二五―二)、赤松がメインになつていった点もすでに論じた。

その一方で場所が決めがたいが、延文元年（一三五六）分として「守護倉作人夫粮米」が計上され（二一九）、山名氏が討伐される明德の乱前年の明德元年（一三九〇）分には「木山・越辺倉造人夫」が計上されている（四八二）。山里の守護倉機能については前述したが、越部の守護倉も宿機能に付随していた可能性は十分に想定される。

⑭平野 たつの市新宮町平野。承徳三年（一〇九九）因幡守として国司神拝などの行事を終えた平時範は、三月二九日辰刻に美作国佐奈保を出発し、巳刻に佐用に着き押領使の供応を受け、未刻に平野に到着し宿泊している。⁽³⁰⁾ 前述の後醍醐の記録に見える千本・箸崎は近世においても宿機能を有しているが、それ以前には平野だった可能性がある。ただし何れも「国下用」にはみえない。

⑮三月 佐用町三日月、近世には下徳久で分岐する美作道と因幡道の手前にある宿場町として繁栄。「国下用」では正長二年（一四二九）分として、「二月廿六日、自_二坂本、美作へ京勢発向之時、人夫二人廿日役被_レ懸候時、一宿分」「上使三日月マテ下向候て、御奉書付時、粮物」という記

事がみえる（七八〇―）。土一揆に対して、東寺では二月二三日付の百姓に対して帰農するよう命じた現地奉行宛の守護奉行奉書を書写している（引付集一〇八）。上使が三日月まで下向して付けた「御奉書」も同様のもの思われ、三日月が守護の命令を周知させる場になっていたことを示唆している。

⑯中津河 佐用町末廣周辺。暦応二年（一二三九）以後のものとされる赤松円心書状に依ると、「中津川方百姓権守左近次郎・左近三郎男以下」が大⁽³¹⁾山崎神人が買い付けた荏胡麻を抑留しているとし、返付させ百姓を召し進めるよう赤松則祐に命じている。ここでは百姓とされるが同様の紛争を取り上げた応永一八年の文書では「佐用中津河商人」とあり、⁽³²⁾ 商業活動に従事している存在とみなされていた。則祐は「中津河律師」と呼ばれているが、こうした商人たちの統括していた可能性もある。

⑰佐用 佐用町佐用。⁽³³⁾ 前述のように、平時範は因幡からの帰路に佐用で供応を受けているが、往路でも二月一三日早旦に高草駅家（姫路市、国府

周辺)を出発し、申刻に「佐余」に到着し国司から粮米・葛秣を送られており、美作道と千種川支流の佐用川の交点として重要な中継地になっていたことがわかる。

「国下用」でも、応安三年分として「守護代佐用炭持食」(三二五―二)が、明德二年分として「佐用陣時、御巻数被下之時、一宿分、上下六人」(四八九)がみえる。前者の背景は不明だが、後者は越部倉と同じく明德の乱に対応したものであり、巻数が下されていることから、軍陣が置かれていたものだろう。

⑱杉坂 佐用町皆田。前述した後醍醐の隠岐配流について、『太平記』第四卷4は、備前国の住人である今木三郎高德が、「備前と播磨の堺なる船坂山の峠に隠れ」奪還を図ろうとしたが、「播磨の今宿より山陰道に懸かり」杉坂を超えたため、間に合わなかったとする。船坂(梨原)の境界性については先述したが、播磨・美作国境の杉坂も同様に考えることができるだろう。

二、西播磨の水運

(1) 揖保川水系

⑲網干 「国下用」では、永享四年(一四三三)分として「同材木持人夫之粮物、自興浜、坂本マテ之粮物」がみえる(八一九―一)。興浜は近世網干を構成する余子浜・興浜・新在家の一つで、興浜は海側に立地している。この年、室町殿義教は義持が中断していた遣明船を派遣し、それを見送るために兵庫に下向するとともに、明石・書写山遊覧が計画されている³⁴。「国下用」でも「御所材木」「賀古河之橋」に関する賦課が多数計上され、義教を迎えるための御所が坂本に建造され、その材木が興浜から運ばれたことがわかる。

また延文五年(一三六〇)に造営された円教寺五重塔の心柱は、紀伊半島熊野から購入されたが節があるため用いることができず、三五〇貫文で調達した材木を揖保川上流の引原から下らせた。「関五町三丁下」すのに数日かかったが、「河山至時夜雨降、自一夜横浜浦至」³⁵ことで「不思議奇特」と評されている。河山は後述するとして、横浜は先述の余子浜のことであり、揖保川水運ル―

トを示している。

著名な「東大寺領兵庫北関入船納帳」（以下「入船納帳」）に六四艘の船籍地として登場するのは網干だが、室町期にすでに余子浜と興浜に区分されていたことがわかる。あるいは河港としての前者と、海港としての後者が区別されていたのかもしれない。

⑳石見 太子町岩見構。拙稿Aで詳述したように、応永五年から二九年まで西播磨守護代の拠点となっており、「国下用」にもたびたび登場する。現地形では林田川が揖保川に合流する地点にあり、揖保川水運を通じて網干にらみをかきかせるとともに、山陽道ともつながっていたものと思われる。

㉑片嶋 たつの市揖保川町片嶋。「国下用」貞治四年（一三六五）分に、「守護力者、自片嶋帰之時、一宿雑事」とある（二八四）。文明一七年（二四八五）には片嶋で赤松政則方と山名政豊方の合戦があり、浦上掃部助・嶋津左京亮・粟井新左衛門尉ら数十名が戦死した。⁽³⁷⁾ 揖保川右岸からはやや離れるが近世山陽道にあり、一四世紀段階ですでに交通路として機能していたことがわかる。

㉒香山 新宮町香山、越部より上流側に位置。

網干で触れた円教寺五重塔の柱調達で登場する河山は「カウヤマ」と振り仮名があり、香山に比定できる。近世初頭の龍野屋孫兵衛による山崎からの水路開削以前は、香山付近を出発点としていたと考えられている。⁽³⁸⁾ この事例も香山より上流では川をせき止めながらでないと搬送できなかった材木が、香山より下流では筏組によって運べた状況を前提としたものだと考えられる。

奇しくも「国下用」でも延文五年分として「香山宿夫催促雑事」がみえる（二五〇）。次項目の「作州栗倉城兵粮持夫催促雑事」と関係しているとするなら、美作道と別にルートが存在した可能性がある。一方「宿」との表記は、宍粟郡から陸送されてきた荷物（近世は年貢米・薪炭類・鉄など）を川船に積み替える継立機能をもっていたためかもしれない。鵜で取り上げた騎馬使甲山は戦国期にみえる香山氏の可能性が高く、円山氏などと同様に宿の領主だったと思われる。⁽³⁹⁾

㉓広瀬 宍粟市山崎町中広瀬・下広瀬、近世は山崎に包摂。「国下用」で守護代からの賦課が確認

できるのは、応安二年（一三六九）分の「守護代内若党枚倉入道并ヤマタ両人軍役重催促之時、酒直」が初見になる（三三四―三三）。人名については応安六年の記録から宇野備前権守であることが判明する（引付集三三）⁽⁴⁰⁾。

一方で嘉慶二年（一三八八）分の「広瀬守護代方屋形萱苅人夫十人被_レ懸、力者一人一宿分雑事・引手物」（四六八―）から「広瀬」と地名をつけて呼ぶ事例が散見し、応永五年まで続く。この段階でも宇野と呼称されているので（引付集四九）、賦課主体は継続していることがわかる。播磨で守護代は東西二人おかれ、区別するために用いられた可能性がある。また初見史料を重視するならば、新たに館の造営が行われたのかもしれない。

そして応永二九年分で「五月十三日、広瀬方守護代被_レ持候間、寺社本所より礼二候間、為_レ其、一献分」（七二九）とあるように、西播磨守護代が石見から再び広瀬に交代し賦課が行われるようになる。ただし翌三〇年に「守護代広瀬方為二年始礼」、正月十九日罷出候了」と年始礼が行われているが、その後は京上夫などが賦課されるのみで、

石見守護代との間でみられたような親族に関わる負担は確認できない。永享元年（一四二九）分に見える「広瀬工若子御下向之時、人夫被_レ懸候時、一宿分」（七九五）も守護赤松満祐の子息が播磨に下向した際に広瀬まで出向いたと解釈できる。

矢野荘との距離の相違とも考えられるが、それにも関わらず広瀬に守護代拠点がおかれたことは重要である。香山の項で述べたように水運で直接つながっているわけではなく、宿という呼称は見えないが、それとは別の意義を有したものだろう。

②④三方 宍粟市一宮町三方町。 鶴で触れたように「国下用」応永元年分に「相国寺材木（広瀬之奥、三方ト謂所也）人夫大勢被_レ懸」がある。ここでは三方が「広瀬之奥」と認識されており、広瀬が切り出された材木の集散地になっていた。

三方から材木が切り出されたことは別の文書からも確認でき、一四世紀初頭に三方西で鍛造されたことを明記した刀剣銘があるように、製鉄が行われていたことも知られる⁽⁴²⁾。製鉄のためには大量の炭が必要となるが、この段階ではまだ相国寺造営のための巨木も残されていた。

②⑤引原 宍粟市波賀町引原。三方と同じく森林地帯で、で取り上げた。「国下用」でも応安二年分の「自_二守護方_一被_レ雇_レ之、引原材木持人夫催促使雑事、一宿上下四人・馬一疋」(三三四―一)・応永二三年分の「大塔御材木引夫」に関わって「同人夫サイ料廿日間引原ニテ雑用」(七〇〇―一)・山名支配下の長祿三年(一四五九)分の「曳原杣人四人力ケラル、時一宿」(一〇五六)がある。

また応永元年三月二〇日に東寺二一口方は相国寺材木を「一国大儀」として賦課されたが、「陣役長夫并引原材木引、両条之免状二通、被_二執下_一候」と、引原材木引は免除されたと矢野莊沙汰人に伝えている(引付集五五)。これは負担が重なったためで、守護による引原からの材木調達が恒常的に行われていたことを示している。で紹介したように、搬送のためには材木を順送りに川をせき止めて流す必要があり、そのための人夫が広く動員されていたものと思われる。

応永三四年三月一二日(グレゴリオ暦四月一七日)には鎮増が「当国引原トテ材木取所へ出、直談」を行っているが、雪融けから田植え前に搬送

のため多数の人々が集まっていたのだろう。

(2) 千種川水系

②⑥坂越 赤穂市坂越、「入船納帳」にも登場。「国下用」の康安元年(一三六一)分で、「宝林寺材木」は「自_二坂越浦_一、赤松へ持_レ之」として人夫糧米が計上されている(二六一)。貞治四年(一三六五)分でも「赤松守護屋形材木」が「自_二坂越宿_一、赤松へ」運ばれている(二八四)。近世に赤穂塩田として開発される千種川河口部は土砂が堆積し水運に対応できなかったため、瀬戸内海を運ばれた材木は、坂越で陸揚げされ尾根を越えて上流に搬送され、「宿」とも呼称される存在だったことがわかる。逆に応永五年(一二九九)分では、赤松氏の菩提所である建仁寺大龍庵の材木が「赤松ヨリ坂越まで河引」されており(五八八)、下り材木も坂越から海運が利用された。

また応安四年(一二七二)分「自_二守護代坂越_一、鹿野成_二催促_一、郡使雑事」(三三八―一)・至徳二年(一三八五)分「守護代方内坂越土居之使、馬人五人催促雑事・酒直分」(四五二)・応永元年分

「以^二広瀬書下^一、坂越土井号^二作州陣替夫卜^一、為^二恒々訴訟^一、京上夫召仕者也、此使酒直分^一」(五七〇)・三四年分「坂越、飽間九郎左衛門二田所罷出候時、振舞候了^一」(七六七)といった記事から、守護代配下の鹿野・土居(土井)・飽間といった武士が坂越に駐屯していたらしく、山間部の広瀬を補う政治拠点になっていたことが知られる。

この性格は山名期にも継承され⁽⁴⁴⁾、文安三年(一四四六)分に「坂越ようかいの柱・縄・わら人夫以下使一宿分^一」があり(九四二)、城郭的施設が建造されたらしい。その後の散用状で坂越はしばしば登場し、享徳三年(一四五四)分にも「坂越浦城誘夫食^一(二〇一四)がみえる。

康正三年(一四五七)には大山崎神人が「播磨国那波浦江胡麻負馬出入之事^一」について「坂越代官^一」が違乱をなしたことを訴え、山名氏側が「馬通路^一」の煩いを止め、「那波浦買胡麻^一」は神人の「旧例^一」で「散在胡麻買人^一」を停止するよう命じている⁽⁴⁵⁾。ここから坂越が山名氏の地域支配の拠点になっていたことがわかる。一方の大山崎神人は応永一四年に「坂越庄掃部男^一」が「四月三日々使

頭役^一」を勤仕しないことを幕府に訴えて認められており⁽⁴⁶⁾、坂越側と紛争があったことがわかる。あるいは「散在胡麻買人^一」は坂越の商人で代官はその利害を代弁して動いたのかもしれない。

もつとも直近の享徳三年二月一八日に東寺二一〇方は、矢野荘からの「赤穂郡々代尺師浦百姓等捕取、仍郷々者共令^二逃散^一」という注進を記録している(引付集一三一)。「尺師^一」は坂越の音通で郡代が百姓を追捕したため、郷民が逃散するという厳しい対立があったことがわかる。山名氏が赤松氏以上に坂越支配を強化しようとしたことによる軋轢の可能性があり、先の事例も那波浦支配が目的だった可能性もある。

憶測はさておき、長祿二年(一四五八)分にも「盗人五人チクテン時、有年・坂越罷出粮物^一」が計上され、矢野荘百姓五人が盗犯発覚により逐電した際にも代官が有年・坂越に出かけ、「坂越へ罷出、数日トラル、被^レ仕候雑用^一」と守護方に使用されており(一〇三八)、坂越代官が周辺に大きな影響力を及ぼしていたことがわかる。

②⑦周世 赤穂市周世。応永一三年分として、「周

世郷にて大塔の柱引人夫十八人食」が計上される（六三九）。大塔は相国寺大塔が応永一〇年に焼失したため、義満の拠点北山殿で再建が図られたもので、柱は千種川を下ったことになる。

⑳ 有年 赤穂市有年。応永四年分に「有年木引兩使打寄雜事分」が計上される（五八六）。同年分に「北山殿木引人夫」がみえ、義満北山殿の材木を下らせるために動員されたものになる。

㉑ 赤松 上郡町赤松。則祐期に対岸への宝林寺の創建・守護屋形の建造などの整備が進められたことは拙稿Cで詳述し、坂越から材木が運ばれたことも前述の通りである。

守護在京になった後も折に触れて整備が行われていることも拙稿Bで触れたが、山名支配下の文安三年分の「国下用」では「赤松杣人五人食十日間」、翌四年分で「赤松板五十枚支配一宿分」（以上九四二）、六年分で「赤松山材木引、一宿分」（九七四―一）のように材木採取の場としてのみみえる。具体的場所ははっきりしないが、山名氏が有用性を見いだしていないことは明らかだろう。

その一方で享祿三年の赤松則尚蜂起では赤松に

入部していること知られ（一〇一五）、赤松氏にとっては名字の地として特別な意味をもっていた。

明応九年分（一五〇〇）にも「矢野庄御公用、重而赤松并塩屋罷出時、在庄下用」があり（二一七六）、赤松下野守家の塩屋とともに、赤松がこの段階でも政治的機能をもっていたことがわかる。

⑳ 千草山 宍粟市千種町千草。応永元年七月二八日に東寺学衆方は相国寺塔婆材木引は一国大儀として賦課されるが、「陣役并千草山材木引」は免除されるとの赤松義則奉行人の書下を得ている（引付集五四）。㉒で触れた引原と同様の論理で、北山殿・大塔に用いられるような巨木が千種川を下っていたことは前述の通りである。

（3）海運

㉓ 英賀 姫路市飾磨区に立地し、「入船納帳」にも登場。康安元年（一三六一）年分（二六一）・翌貞治元年分（二六三）で、七々局から英賀から米持のための人夫糧米が計上されている。七々局は拙稿Dで詳述した赤松則祐室に近侍する女性で、当時は赤松に在国しながら京都・有馬温泉などへ

も出かけていた。米は瀬戸内海水運で搬入されたもので、生活費として利用されたものと思われる。

時代は降って、正長二年（一四二八）前期分のみに「英賀守護代」という名称がみえる（七八〇―一）。二日月で触れたように土一揆の平定が守護支配の課題となっており、坂越と同様に山間部の広瀬に拠点を持つ守護代が一時的に英賀で政務を行ったものと考えられる。

③室 たつの市御津町室津、「入船納帳」にも登場。嘉慶三年（一三八九）分で、「於室津御所作人夫催促使三人雑事・引手物」（四六八―一）、「守護代方ヨリ室津路造人夫催促両使上下公人雑事・酒直分」「室津守護方奉行ヨリ炭拾荷、長夫二人被懸、使一宿分」（四六八―二）などが計上されている。これは拙稿Bで論じたように足利義満の西国遊覧に対応するため赤松義則が下国して指揮したためで、室津に御所が設営され、物資搬送のための陸路の整備も行われたことがわかる。

応永一一年分にも「衣笠方ヨリ唐ノ進物之夫二人、室ノ津 十二日役食」・「衣笠方ヨリをきなう船上時、室まで向ノ夫二人、十二日役」が計上

される（六三〇―一）。この年に明使が来日しており、兵庫・明石・懸川（加古川）などの地名もみえ、室で供応が行われたもので、をきなう（琉球）船についても同様に考えることができる。

応永一三年分の「坂本より室まで、西奥竹持人夫被懸時」も（六四三―一）、拙稿Bで詳述した義満の播磨下向計画に対応したものだ、永享一二年（一四四〇）分の「室薪持」（八七八）のみが詳細は不明である。嘉吉の乱の勃発以前に散用状が成立しているにもかかわらず、前年度までのものと比べ著しく情報量が少ないためである。

最後の点に疑問は残るが、室町殿・明使といった瀬戸内海往来でしか室が登場しないのは、天然の良港として基幹的な港津である一方で、後背地をもたないためだと思われる。康永元年（一三四三）に現米を矢野荘より「室泊にいたるまで、名主・百姓に警固をいたし」、そこからは上使友実が「船にのりて、路次之間奉行をいたして」運送すると誓っているのも（二三二）、室が西播地域の遠隔地水運の港津として、後背地をもつ坂越・那波とは分掌関係にあったことを示している⁴⁷。

③③ 那波 相生市、「入船納帳」にも登場。康安元年（一三六一）に矢野莊代官が「当年御年貢和事間事、十月一日於那波市、地下番頭百姓等相共仁立^レ之候畢」と述べるように（二五五）、市が開かれていた。もともと矢野莊に含まれていた那波・佐方は当該期には地頭支配におかれていたにもかかわらず、那波で年貢和事が決定されるほどの商業機能を有していたことがわかる。

また「国下用」康安元年分に「自那波浦、城山城へ塩持人夫三十人」が計上されている（二六〇）。「入船納帳」において播磨で産地名を冠した塩は英賀で、那波船籍の船の積み荷としても確認できるが、文安三年正月十日分の那波船はシヨ・山崎物を積載している。⁴⁸ここから那波周辺で生産された塩が城山城へ運ばれた可能性もある。なお山崎物は²⁶坂越で触れた大山崎神人が扱う荏胡麻のことである。

さらに 網干で触れた足利義教の播磨遊覧が行われた永享四年分に「竹持之粮物、那波マテ十三人之分」（八一九一）が、事情は不明ながら一〇年分に「那波ニテ酒直・飯代」が（八六五）、一

年分に「那波佃出之時、中食酒直十八人雑用」が（八六八）、それぞれ計上されている。山名支配下の宝徳二年（一四五二）分にも「那波浦へ炭持夫食」がみえ（九八二）、沿岸部の支配が強化された可能性は坂越で触れた。

なお「入船納帳」にみえる伊津（揖保川町石見）は確認できず、英賀より東側の港津も登場しない。むすびにかえて―西播磨の政治拠点

「国下用」に登場する地名を抽出して、西播磨の交通について概観してきた。山陽道では先行研究でも論じられているように一四世紀段階から宿を拠点に商人たちが活動しており、そこを基盤にしていた領主も抽出することができ。美作道ではそこまで顕著ではないが、やはり宿と商人の活動を見いだすことが可能である。また揖保川・千種川とも材木が上下しているように河川交通が機能していた。また沿岸部には随所に港が展開し、機能分担しながら瀬戸内海水運とも連結していた。そうした中で南北朝期に守護赤松氏の拠点となつ

た赤松・白旗城は、山陽道からは離れており交通的に至便とはいえない。越部・城山城はそれに比すと要衝といえるが、やはり距離をおいたものである。これ当該期の軍事情勢および拙稿で論じてきた赤松氏、とりわけ則祐による播磨支配における正統性のもたせ方に規定されたためと考えられる。ただ逆にみると赤松氏の手を借りずとも交通体系は成熟しており、宿の領主さえ配下に編成することができれば事足りたためともいえる。

室町期の在京守護体制になった後の、播磨一国の政治拠点といえる坂本にしても、美作道よりも書写山を中心とした宗教秩序との関係で設定されたとみるべきで、山陽道からは離れていた。ただし広瀬守護代期に英賀・坂越のような海浜部への拠点形成が指向されたことは注目される。広瀬の宇野氏は鎌倉期から存続していたと考えられ、山林資源・鉄資源との関わりも有していたと想定される。しかし西播磨守護代としてはそれだけでは不十分なため坂越が注目されることになり、山名支配下でも継承された。

また石見守護代が赤松下野守家につながるとす

るなら、高田さらに網干の対岸にあたる塩屋と一貫して揖保川下流部に拠点を置き、一族で那波を拠点とした存在もみられる⁽⁴⁹⁾。最終的に揖保川中流域の龍野に拠点を置き、山陽道の宿の領主たちを組織していたことは拙稿Eで触れた。さらに弘山に城館が存続したように、西播磨において揖保川水運が重要な位置を示していたことがわかる

その一方で赤松惣領家は室町時代の一国支配の中心であつた坂本を経て最終的に置塩に拠点を構えることになる。これは小林基伸氏が論じるように室町期の赤松氏が有する正統性の回収が重視されたためと考えられるが、長らくそれを支えた下野守家の龍野との近さも要因の一つだろう。

戦国期については海浜部への本願寺勢力の進出をはじめとして、考慮に入れるべき要因は多数あるが、当面はこのように展望して稿を閉じたい。

(1) 矢野莊関係文書は『相生市史』七・八上・下に翻刻され刊行。本稿では煩雑になるため、特に必要がない場合は文書名・年月日を省略し、七巻に所収されている引付集は(引付集)、七巻後半からの編年

文書は通番の文書番号のみを、本文中に記す。なお散用状は応永一年(一四〇四)以降は供僧方・学衆方がそれぞれ毎年ほぼ同様の項目を記すようになるが、文字は若干異なるため引用はどちらかを任意に選択している。

- (2) 拙稿A「揖保川流域の禅院と石見守護代所」(『ひょうご歴史研究室紀要』一、二〇一七年)・B「在京守護期の赤松地区と禅院の諸相」(『同』三、二〇一八年)・C「赤松氏の拠点形成―白旗城・法雲寺・宝林寺」(『大手前大学史学研究所紀要』一一、二〇一八年)・D「南北朝赤松一族の動向と赤松地区」(『ひょうご歴史研究室紀要』五、二〇二〇年)。
- (3) 榎原「地域社会における街道と宿の役割」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出は一九九二年)。榎原氏の見解は特に断らない限りこれに依る。
- (4) 下東「守護役と地域の流通」(佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年)。
- (5) 山上「播磨守護所の実像と拡散する政治拠点」・伊藤「室町期の守護権力と守護所」・野田「戦国期赤松氏分国における守護所」(守護所シンポ@岐阜研究会世話人編『守護所・戦国城下町を考える』第一分冊、二〇〇四年)。
- (6) 小林「赤松氏の権力と拠点」(『大手前大学史学研究所紀要』六、二〇〇六年)。
- (7) 馬田綾子「赤松氏の領国支配と国衙―『国衙眼代』

小河氏をめぐって」(前掲『大手前大学史学研究所紀要』一二)によると、観応段階では国衙在庁は変質しながらも機能していたが、大田文は遅くとも永徳四年(一三八四)には守護方のものとなっていたとする。その上で明徳三年(一三九二)に国衙眼代職に補任された小河六郎兵衛入道はすでに赤松被官で、その内容も従来考えられていた国衙権限の吸収ではなく、国衙領の代官職を意味するという。

- (8) 『蔭涼軒日録』延徳元年(二月二十八日)条。
- (9) 「鶴御庄当時日記」(『太子町史』三、中世の太子町二二八)。
- (10) 地名比定と概要については、日本歴史地名大系(ジャパナレッジ版)を利用した。
- (11) 榎原「宿の職人集団について―播磨国今宿の檜皮大工の活動―」(前掲『日本中世地域社会の構造』、初出は一九九二年)。
- (12) 建武三年三月日「島津忠兼軍忠状案」(『兵庫県史料編中世九』越前島津家文書五)。以下では『中世』とのみ記す。
- (13) 稲葉継陽「街道の宿と有徳人」(『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房、二〇〇二年)、拙稿E「鶴荘における造営事業の展開と番匠大工」(『播磨国鶴荘現況調査報告総集編』太子町教育委員会、二〇〇四年)も参照。
- (14) 文和四年卯月日「安積盛兼軍忠状案」(『中世三』安積文書一〇)。「大日本史料」六一―一九、文和三年

一〇月一八日条も参照。

- (15) 嘉吉元年九月一四日「細川持之書状写」(『大日本古文書小早川家文書』二二三四九)。
- (16) 『壬生家文書』一一六三。同書では「弘山」を「仏山」と翻刻しているが、「中世八」壬生家文書七八で訂正。写真は新日本古典総合データベース
(<http://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100273950/viewer/19>)。
- (17) 『太平記』第七巻五(岩波文庫版)。
- (18) 文明五年一二月二九日「田原莊年貢并借物方散用状」(『中世八』九条家文書一一六。文明九年分の散用状にも高田がみえる(同一一五)。
- (19) 拙稿A。なお註(5)所引伊藤論文がすでに指摘していたのを見落としていた。
- (20) 概要は、小林基伸「塩屋赤松氏から龍野赤松氏へ」(『わたりやぐら』四〇、兵庫県立歴史博物館、一九九八年)参照。
- (21) 「赤松野州前司政秀公逆修頓写法華十二部散忌拈香」(『黙雲稿(異本)』『五山文学新集』五)。
- (22) 拙稿で引用していなかったが、榎原氏も宿機能に言及している。なお山里を含む竹万荘の詳細については、前田徹「播磨国竹万荘と赤松円心の遺領配分」(前掲『大手前大学史学研究所紀要』一一二)に詳しい。
- (23) 島田拓「上郡地域の赤松氏関連遺跡の調査成果」(前掲『ひょうご歴史研究室紀要』一一)。
- (24) 建武元年五月日「城頼連申状案」(『大日本古文書毛利家文書』四一一五一一)。
- (25) 応安二一年二月二二日「高野山禁制案」(『大日本古文書高野山宝簡集』五一四)。
- (26) 南北朝期に「中国」認識が成立していたことは、岸田裕之「中国」(『日本史大事典』四、平凡社、一九九三年)参照。
- (27) 坂本の立地と空間構造については、山上雅弘「播磨守護所」(新・清須会議実行委員会編『守護所シンポジウム2@清須』二〇一四年)参照。
- (28) 「書写山行幸記」(『群書類従』三三)。
- (29) 森田竜雄「地域社会の展開」(播磨新宮町史料編『二〇〇五年』)に依る。
- (30) 木本好信ほか編『時範記逸文集成』岩田書院、二〇一八年。
- (31) 『中世八』離宮八幡宮文書一八。同文書の解釈については、前田徹「観心の擾乱と赤松則祐」(『塵界』二二、二〇一二年)・同「赤松円心の花押と関係文書の筆跡」(『塵界』二四、二〇一三年)。
- (32) 応永一八年七月一九日「赤松氏奉行人連署奉書」(離宮八幡宮文書三三)。三四、三六も関連文書。
- (33) 佐用郡の交通上の位置づけについては、拙稿「中世佐用郡をとりまく歴史地理的環境」(利神城跡調査報告書『兵庫県佐用町教育委員会、二〇一七年)も参照。
- (34) 『満濟准后日記』永享四年六月三日条。遣明船に伴う室町殿の兵庫下向については、拙稿「南北朝・室町期の兵庫」(『新修神戸市史歴史編 古代・中世』

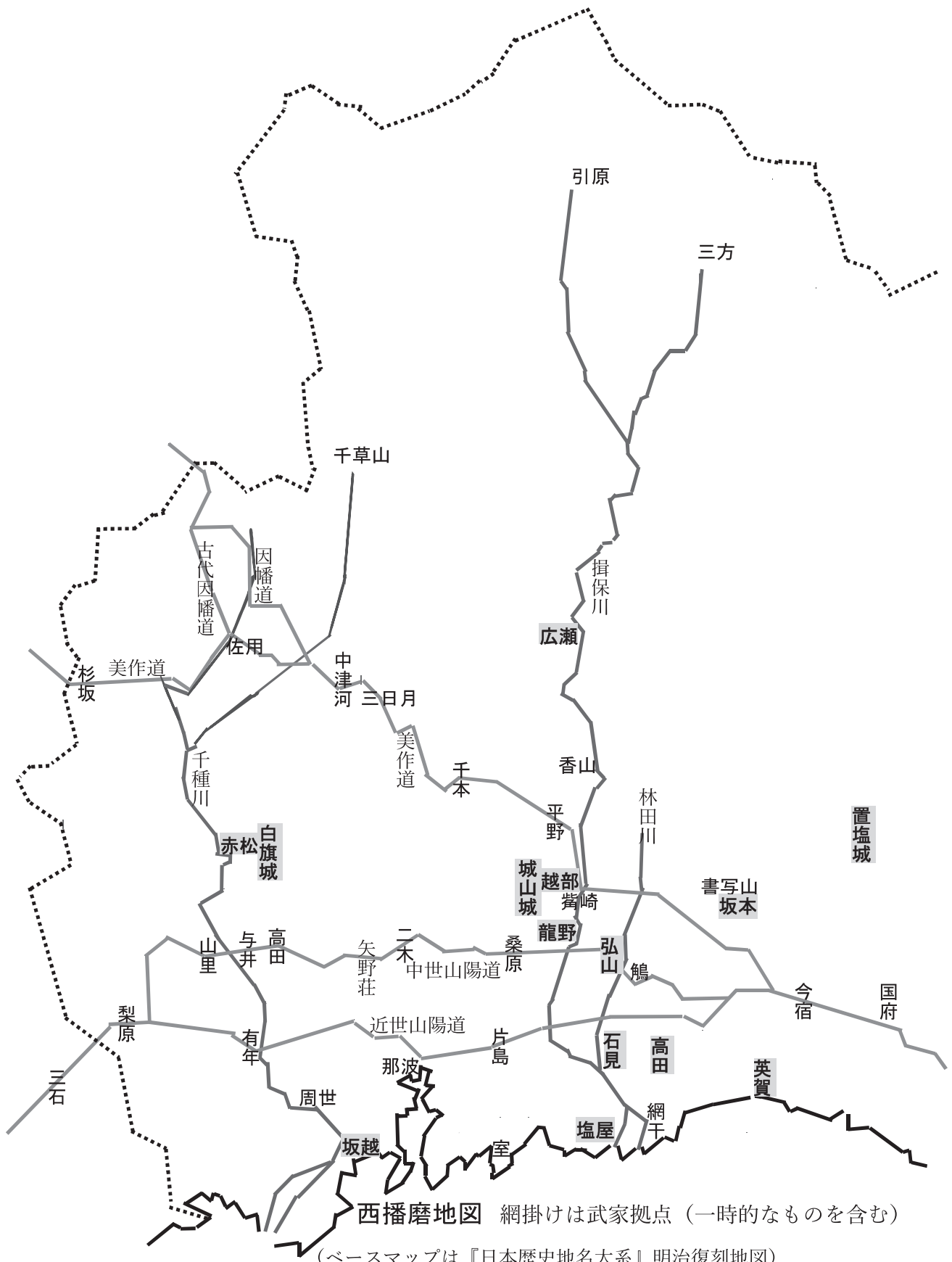
二〇一〇年)で概要を示し、拙稿Bで応永一三年の義満下向計画に伴う播磨における準備について論じた。

- (35) 「裙拾集」(『中世四』 寺社縁起類播磨国六)。
- (36) 網干の地形環境と、入船納帳における位置づけ、および播磨の港の全体像については、前田徹「中世摂津・播磨の港津と海運―兵庫北関入船納帳を中心に―」(『塵界』一七、二〇〇六年)参照。
- (37) 『蔭涼軒日録』文明一七年六月四日条。
- (38) 中子裕子・大国正美「高瀬舟の盛衰と周辺の村々」(前掲『播磨新宮町史料編』)。
- (39) 香山氏と関連史料については、森田竜雄前掲「地域社会の展開」参照。
- (40) 広瀬の宇野氏については、『播磨国宍粟郡広瀬 宇野氏の史料と研究』(宍粟市教育委員会、二〇一四年)で関係史料の集成がなされ、同書所収の垣内章「広瀬宇野氏の系譜について」が、室町・戦国期の系譜関係を整理している。
- (41) (元弘三年)九月二二日「赤松円心書状」(『中世三』 安積文書三)。
- (42) 拙稿「千種鉄の流通と刀剣」(『ひょうご歴史研究 室紀要』四、二〇一九年)。
- (43) 「鎮増私聞書」(『中世四』 寺社縁起類播磨国二六)。
- (44) 山名支配下の西播磨については、稲垣翔「播磨国における山名氏権力の地域支配構造―郡単位の統治機構に注目して―」(『年報中世史研究』三五、二〇

一〇年)があり、以下の史料も取り上げている。

- (45) 康正三年九月一六日「山名氏奉行人連署折紙」(『中世八』 離宮八幡宮文書五四)。
- (46) 前註離宮八幡宮文書三一・三三。
- (47) 拙稿「伊藤報告を聞いて」(『日本史研究』六九二、二〇二〇年)で述べた真意はここにある。
- (48) 『中世五』 東大寺文書「摂津国兵庫関二三四」。
- (49) 小林基伸註(20)論文の他に、依藤保「矢野莊那波の赤松中務少輔について」(『歴史と神戸』三八一―三、一九九九年)・たつの市立龍野歴史文化資料館『龍野城物語』二〇一一年、がある。

(追記) 校了直前に、小林基伸「中世山陽道ルート復原試案―今宿から小犬丸まで―」(『兵庫県立歴史博物館ニューズ』四一、一九九三年)に気づいた。発掘事例・小字に基づき、古代山陽道を大市から南西に下り、弘山から北西ではなくしばらく西に進み揖西町北沢から古代山陽道に戻るもので、七二頁図より説得力があるが組み込めなかった。



西播磨地図 網掛けは武家拠点（一時的なものを含む）
 (ベースマップは『日本歴史地名大系』明治復刻地図)